

東洋建設の株主の皆様へ: 東洋建設の買収防衛策に関する追加情報提供

(2022年6月17日)

### 東洋建設の公表資料に対するYFOの見解及び要望(1/2)

本書の公表の背景

- YFOは、当初より一貫して、東洋建設の取締役会による賛同・応募推奨を 前提とする友好的な買収を提案しており、東洋建設に対して真摯に協議に 向き合う方針及び姿勢で臨んでおります
- しかしながら、6月13日に東洋建設が公表した資料(注)(「6月13日付け資料」)においては、外部からの指摘事項の一部のみを断片的に取り出したり、不正確な情報や根拠のない憶測に基づきYFOに対する批判を展開するといった、株主の皆様に対する誤導 (情報操作又は不正確な情報提供)と評価されても仕方がないご主張や、株主の利益・目線というものが欠けているお考えなどが随所に見られます
- YFOとしては、このような不正確な情報が流布されている状態は、東洋建設の株主の皆様共同の利益に反すると共に、東洋建設ご自身や東洋建設の企業価値向上の観点からも望ましくない状況と考えます

以上から、6月13日付け資料に関して、東洋建設の株主の皆様のご判断に資する公正な情報を提供するために、本資料を公表することといたしました

### 東洋建設の公表資料に対するYFOの見解及び要望(2/2)

YFOの要望

YFOは、6月13日付け資料をもってしても、買収防衛策の導入は株主の利益・目線といった観点から一切正当化できるような理由は示されておらず、 導入自体を見送るべきと考えます

- 6月13日付け資料は、株主の皆様に対して、不正確な情報及び根拠のない 憶測に基づく情報を提供するものであり、このような開示の姿勢を採る ことは、株主の皆様の不利益となるだけではなく、東洋建設の信用を損 ね、企業価値にとって悪影響を与えるものです
- 東洋建設の取締役会におかれましては、正確な情報に基づき、少数株主 の利益・目線に立ったご判断及び情報提供をしていただきますよう、お 願いいたします
- YFOは、1株1,000円の公開買付けの開始は、東洋建設の取締役会による 賛同・応募推奨の取得を必須の前提条件としております。したがって、 今後も、東洋建設の取締役会に対する情報提供を積極的に行ってまいり ます

### 6月10日付けのYFO資料の公表後の重大な進展

## ISSに続き、<u>議決権行使助言会社のGlass Lewisも第5号議案に反対推奨</u>を公表

Glass Lewisが 第5号議案に 反対推奨する理由 Glass Lewisは、以下の理由から第5号議案について反対推奨をしています

- 東洋建設の買収防衛策には、<u>株主にとって懸念となるいくつもの重大な事由</u>が見受けられ、株主の利益の最大化に資さない
  - ✔ 買収防衛策は取締役会限りの判断で期間延長されうること
  - ✓ 取締役会が社外取締役の過半数により構成されていないこと
  - ✓ 東洋建設により求められる情報提供の内容が不合理であること
  - ✓ 東京高裁において認められている規範を超えた疑わしい規定が含まれていること
- (注) Glass Lewisのレポートの中の該当する部分の原文は次のとおりです。

In this case, we find several significant causes for shareholder concern regarding the Company's takeover defense plan. As such we do not believe that the proposed takeover defense plan is in the best interests of shareholders. Specifically, we are concerned with the following issues:

• The plan can be continued by the board of directors;

• The board of directors is not majority independent;

• The information required is unreasonable; and

• The exceptions clause contains certain questionable provisions beyond what the Tokyo High Courts has approved.

### 東洋建設のご主張に対するYFOの意見(1/6)

#### 東洋建設のご主張

#### YFOの意見

本対応方針は「買収防衛策」 ではないこと

- 東洋建設は、本対応方針は「買収防衛策」ではないとご主張しておられますが、本対応方針はこれまでの有事導入型の買収防衛策と枠組みは異なるところはなく、これを「買収防衛策」ではないという強弁は受け入れることはできません
- これは、東洋建設以外の客観的な第三者、例えば、多くのメディア(2022年6月10日の日本経済新聞の朝刊18面等)や議決権行使助言会社であるISS及び Glass Lewis等が、本対応方針を「買収防衛策」と記載・評価していること からも裏付けられます
- YFOも、これに倣い、本対応方針を「買収防衛策」と呼んでいます
- なお、東洋建設が、YFOが新たに1株の買増しもしないと誓約している状況でも、本対応方針に基づき対抗措置を発動できると考えているのであるならば、一般に言う買収防衛策よりも、更に株主の権利を侵害する、必要性・相当性を欠いたものであると考えます

### 東洋建設のご主張に対するYFOの意見(2/6)

#### 東洋建設のご主張

#### YFOの意見

YFOグループの1株当たり1,000 円での公開買付けの実施の確実 性に疑義があること (デューデリジェンスが公開買付 けの開始の前提条件となってい るのではないかとの指摘)

- 公開買付けの開始予告では、①公開買付けの開始の前提条件を充足した場合 に公開買付けを確実に開始することや、②公開買付けの買付条件については 公開買付けの開始予告にて記載されている事由が発生した場合を除き変更を 行わないことを、東洋建設の株主の皆様にお約束しています
- 東洋建設は、YFOが東洋建設に対して情報提供を依頼したことで、デューデリジェンスの実施を公開買付けの開始の前提条件としているかのような主張をしていますが、この情報提供の要請は、東洋建設から依頼された質問事項に対して回答するためのものであり、公開買付けの実施の可否や買付価格を再検討するためのものではありません
- YFOが自らの公表した公開買付けの開始予告に反する行動をすることは、法令遵守の観点からもあり得ないものであり、公開買付けの開始予告の記載通りの条件で、YFOによる1株当たり1,000円での公開買付けが実施されることは確実性を有するものです
- 上記の経緯を十分理解されているにもかかわらず、東洋建設は、YFOによる情報提供の依頼を、殊更に公開買付け実施のためのデューデリジェンスであるかのように断言しており、株主に対して不正確な情報を提供しています

### 東洋建設のご主張に対するYFOの意見(3/6)

#### 東洋建設のご主張

本対応方針は、YFOグループが 提案する公開買付けの実現可能 性を減少させることを目的とす るものでは全くないこと

#### YFOの意見

- 買収防衛策が導入された場合、YFOの公開買付けの実現可能性が減少することは極めて明らかです。そして、買収防衛策によりYFOに求められる情報提供は、合理的な要求を超えるものであって、無理難題とすら言えるものも含まれています
- 買収防衛策によりYFOに求められる情報提供は、合理的な要求を超えるものという点は、客観的な第三者であるGlass Lewisからも同様の指摘を受けています
- <u>インフロニア・ホールディングス(「インフロニアHD」)による公開買付けについて賛同・応募推奨された際には、そのような条件を付けていなかったことからすれば(注)、株主の皆様からすれば、買収防衛策は専らYFOの公開買付けを排除するためと受け止められ得るものと考えます</u>
- (注) 例えば、買収によるシナジーについて、東洋建設は、インフロニアHDの公開買付けにおいては、デューデリジェンスを行う機会があったインフロニアHDが、公開買付価格の算定の基礎において「本公開買付けにより実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、反映しておりません。」(インフロニアHDによる公開買付届出書)と説明したことを受け入れ、具体的な金額を示すことをインフロニアHDに対して要求することなく、賛同をしました。

他方で、YFOに対しては、買収防衛策において、買付け等の対価の算定根拠及び算定経緯の内容として、「大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠」の情報を要求しています。YFOは、これに誠実に対応をするべく、これらを算出するために東洋建設に情報提供のお願いをしています(YFOによる6月6日付け質問書)。これに対して、東洋建設は、6月13日付けの回答書において「貴社ら(注:Vpg及びKITE)が現状入手可能な情報又は貴社らの努力だけでは、回答又は提供が不可能な項目がある旨主張されておりますが、当社(東洋建設)としては、そのような項目はないものと理解しております」と回答し、算出に必要となる情報の提供も拒否しています

## 東洋建設のご主張に対するYFOの意見(4/6) 東洋建設のご主張

5月17日付けYFO経営方針案は 企業価値向上に繋がるかの具 体策に乏しいものであること

#### YFOの意見

- YFOは、インフロニアHDの提案に比べても具体的な内容を示したと考えております。今後も東洋建設からのご要望に応じて積極的に提案・情報提供を差し上げる予定ですが、公表資料のみに基づく提案・情報提供では限界があり、これ以上の詳細な提案・情報提供ができない項目が生じているため、YFOは東洋建設から指摘のあった事項について提案ができるよう、情報提供を求めていく所存です
- なお、インフロニア公開買付けにおいては、経営方針については、公開買付けの実施後に協議を行った上で決定する予定であり、現在具体的に想定している事実はない旨を公開買付届出書に記載しており、具体的な提案がされていた形跡はありません。そのような状況で、インフロニア公開買付けについては検討の開始及び賛同の表明まで行った一方、より高い価格での公開買付けを提案しているYFO案について、東洋建設の求めに応じて詳細な企業価値向上策(案)を提示しているにもかかわらず、取締役会及び特別委員会において検討自体が開始されていないとすれば、株主の皆様の共同の利益を実現する観点からは、説明がつかない状況と思われます

## 東洋建設のご主張に対するYFOの意見(5/6) 東洋建設のご主張

YFOグループが本対応方針導入後に行ったスタンドスティルの誓約は本対応方針の導入の合理性を阻害するものではないこと

#### YFOの意見

- YFO は、東洋建設の取締役会の賛同・応募推奨を取得することを公開買付けの開始にとっての必須の前提条件としており、また、2023年5月24日まで株式の買増しも一切しないと誓約しております。とりわけ、株主の皆様及び東洋建設の取締役会が熟慮し判断するための時間と情報を確保するという目的に照らして、買収防衛策の導入は必要性が認められないことは明らかです。加えて、YFOの友好的かつ協議を前提とした姿勢は、本対応方針の導入の前後を通じて一貫しております
- また、<u>必要性がないにもかかわらず、特定の株主らの株式持分を一方的に大幅</u> <u>に希釈させるような買収防衛策を設けることに合理性がないことも明らか</u>です
- 東洋建設の取締役会におかれましては、「必要性」のない施策を実施される結果、魅力的な株式売却の機会が著しく妨げられるという不合理な結果が生じないよう、少数株主の利益・目線に立ってご判断をお願いいたします。

### 東洋建設のご主張に対するYFOの意見(6/6) 東洋建設のご主張

本対応方針導入後においても、 本対応方針の必要性がなく なったとは全くいえないこと (誓約書を遵守する確証がない との指摘)

### YFOの意見

- 公表された誓約書に違反した行動をとることは、あらゆる企業や組織にとって 社会的信用を失墜せしめる行為であり、今後の投資や事業活動の重大な障害と なりますので、YFOとしてそのようなことは決していたしません
- また、誓約書の履行確保は金融商品取引法上の規制で十分に担保されています。 すなわち、誓約書に記載された事項を違反する場合には、金融商品取引法上の 相場操縦その他の不正取引に該当する可能性があります。YFOは、株式投資を 行う者として、金融商品取引法上の相場操縦その他の不公正取引に関する規制 を遵守することは当然と考えております
- なお、東洋建設は、①2023年5月25日以降は買付けが可能となること、及び② 買収防衛策上の情報提供リストに記載された情報の提供がないこと、も指摘していますが、YFOは上記については以下のとおりと考えます
  - ✓ ①について:

東洋建設が定時株主総会において株主に承認を求めている買収防衛策の有効期間とYFOが買増しを行わないと誓約した誓約期間が同一期間であるため、買収防衛策の目的は既に達成しているといえます

✓ ②について:

これまでもYFOからは自発的に情報提供を行っており、追加的な情報について積極的に応じることは誓約しています。なお、東洋建設が買収防衛策において提供を求めている情報の中には、東洋建設からの情報提供なしにはおよそ提供することができないものがあり、不合理な情報提供要求が含まれていることは、スライド7に説明のとおりです

### その他の東洋建設のご主張に対するYFOの意見(1/7)

#### 東洋建設のご主張

#### YFOの意見

ISS社の本議案に対する反対推奨は 明らかに不合理であること

- ISSの買収防衛策導入に関する第5号議案に対する実質的反対理由は、「公開買付けにより 全株式を取得しようとする買付者が現れたとき、株主にとって、より魅力的な売却機会を提供する買付者に対して、買収防衛策を導入することは不適切」というものです(詳細は6月10日付けの当社の公表資料3頁及び6月15日付けYFO公表資料をご参照ください)
- 東洋建設が公表した6月13日付け資料では、ISSが招集通知による4週間前の公表要件のみを問題としたかのように説明し、ISSによる実質的反対理由には触れておりません。このように、株主の皆様に上記のISSによる実質的反対理由を伝えないことは、株主の皆様に、「公表要件を満たしてさえいれば、ISSは第5号議案に賛同したのだろう」との誤解を与える恐れがあります

※議決権行使助言会社であるISS及びGlass Lewisによる、東洋建設の買収防衛策に対する見解については、YFOが公表した2022年6月15日付け「東洋建設の買収防衛策に対する議決権行使助言機関2社からの反対推奨について」をご参照ください(「6月15日付けYFO公表資料」)

### その他の東洋建設のご主張に対するYFOの意見(2/7)

#### 東洋建設のご主張

#### YFOの意見

YFOグループによる公開買付けの 提案が「魅力的」か否かは 不明であること

- インフロニアHD公開買付けと、YFOによる公開買付け予告において、株式取得の下限その他の条件は同一であり、かつ、いずれも東洋建設の非公開化を目的とする公開買付けであることから、株主にとってどちらが「魅力的」であるかは、「公開買付価格」が最も重要な要素であることは明らかです
- この点は、客観的な第三者であるISSも、東洋建設がインフロニアHDによる完全子会社化に賛同されていた以上、「スクイズアウトされる少数株主にとっては、非公開化後の企業価値の向上よりも、対価の金額が主な要素」と指摘しています(詳細は6月10日付けのYFOの公表資料3頁及び6月15日付けYFO公表資料をご参照ください)
- なお、当社の買収提案は、東洋建設の株主の皆様の共同の利益により資するというだけではなく、(ア)インフロニアHDの公開買付届出書には記載されていなかった事項も含んだ詳細な企業価値向上策(案)を提示するとともに、(イ)東洋建設の経営体制の刷新・変更をする予定はないことや、従業員の皆様の雇用及び雇用条件の変更を予定していないことも明示されています。そのため、東洋建設、経営陣及び従業員の皆様にとっても、より魅力的な内容になっていると考えております

YFOグループは敵対的な買収を実施しようとしていると評価されてもやむを得ないこと

■ 既に誓約しておりますとおり、YFOグループは東洋建設の取締役会の賛同・応募推奨がない限り買収は行いませんので、敵対的な買収をすることはあり得ません。この点については、買収提案を行った当初よりここに至るまで一貫しています

### その他の東洋建設のご主張に対するYFOの意見(3/7)

### 東洋建設のご主張

### YFOの意見

インフロニアHDが実施した公開買付けと、YFOグループが提案する公開買付けとを比較すべきではないこと

- YFOが公開買付けについて正式にご提案した時点は、インフロニアHDによる公開買付けの 期間中であり、対抗提案として提案をさせていただきましたので、両公開買付けを比較する ことは適切と考えております
- 東洋建設の株主の皆様の視点からみれば、両者を比較すると、インフロニアHDによる公開 買付けについては、東洋建設はインフロニアHDからの十分な情報提供もない状態で、極め て低価格での公開買付けに賛同・(当初)応募推奨したのに対して、YFOに対しては、株主に とって魅力的な提案であるにもかかわらず、過度の情報提供を求め、それに応じないことを 奇貨として一方的に排除しようという図式が浮かび上がり、有用な情報であると考えます

#### くご参考>

- 東洋建設は、米国の判例上のレブロン義務(対象会社がfor saleとなった場合には、取締役の信認義務(fiduciary duty)は、会社を最高の価格で売却すること)について参考として記載し、インフロニアHDとの経営統合の検討を中止したことによりfor saleではなくレブロン状況ではないと主張しています
- ■米国における考え方に従えば、東洋建設による上記の解釈は明確に誤っております。米国において、レブロン義務は、会社を現金対価にて売却することの検討を開始し、特別委員会又は取締役会が現金対価にて売却することを決定した時点から適用されます。先行する 買収提案が不成立に終わったことは、取締役会が現金対価にて会社を売却することを決定したという事実を変えるものではありません
- <u>したがって、先行する買収提案が不成立に終わっても、取締役に対してレブロン義務は引き続き適用されます</u>

# その他の東洋建設のご主張に対するYFOの意見(4/7) 東洋建設のご主張

YFOの意見

YFOグループによる情報提供が 不十分であること

- YFOとしては、以下のように、すでに東洋建設へ十分な情報提供をしておりますが、今後も、 東洋建設からのご質問には真摯に対応をいたします
  - 東洋建設からの3回の質問書(合計48問)へのご回答
  - 法的拘束力を有する買収提案(全株式取得の申込)の提出
  - 合計136ページにわたる東洋建設の経営方針及び企業価値向上策に係る提案資料の提出
  - 実務上必要なプロセスを経た上で、公開買付けの開始予告に関する公表文を公表
- なお、公表資料のみに基づく提案及び情報提供には限界があり、これ以上の詳細なご提案及び情報提供ができない項目も複数あるため、東洋建設経営陣、株主に対して誠実な情報提供を行うためには、YFOは東洋建設から情報提供をいただかなくてはならない点があることをご理解いただきたく存じます。この点に関し、YFOは、6月6日付けで、YFOによる情報提供のために必要な情報についての質問リストを送付し、情報提供をお願いいたしましたが、東洋建設からは、6月13日付けの回答書において、「当社(東洋建設)からの情報提供がないと貴社らによる回答又は提供が不可能な項目はないと理解しております。」と述べ、情報提供を拒否しています
- YFOが情報提供をお願いした質問リストについては、別紙(スライド18)をご参照ください

# その他の東洋建設のご主張に対するYFOの意見(5/7) 東洋建設のご主張

#### YFOの意見

YFOは当社の未公表の重要情報を 利用して当社株式を買い集めた 可能性があること

YFOは当社の未公表の重要情報を 利用して利益を上げた 可能性があること

#### ■ そのような事実はありません

- 客観的な状況に照らしても、インフロニアHDの公開買付期間中に未公表の重要事実が存在していたとすれば、インフロニアHDの公開買付けがインサイダー取引規制に抵触しかねないことになります。東洋建設自ら、「法令遵守が厳しく求められ、法令違反が発覚した場合には公共工事の入札等への参加が出来なくなることがある建設業を営んでいる当社」とご説明され、法令遵守されていることをご説明されておりますので、そのような法令違反の可能性がある公開買付けに賛同されることはあり得ないと考えております
- 東洋建設が、曖昧な「可能性」という言葉を用いながら、YFOが法令違反をしたかのように糾弾する文書を株主のみならず不特定多数の者の目に触れる形で公表されることについては、株主の皆様の共同の利益に資する買収提案者に対して、根拠なく信用をいたずらに貶め、その業務を妨害する行為です。そのような姿勢は株主の皆様の視点からしても極めて不合理な対応と見られ得るものであり、東洋建設自身の企業価値を毀損することにもつながりますので、厳に謹んでいただけますよう申し入れます

### その他の東洋建設のご主張に対するYFOの意見(6/7)

### 東洋建設のご主張

### YFOの意見

YFOグループによる当社株式の 買い上がり及び公開買付けの提案に は、スキーム上の問題があること (外為法及び金融商品取引法上の不 公正な取引方法に関する指摘)

- YFOは、これまでも、規制当局に対して適時・適切に相談しつつ本件を進めており、これからもする予定です。
- 東洋建設は、金融商品取引法157条1号に違反する可能性を指摘していますが、前提となる事実関係(「YFOグループの買付手法は、内心では1株当たり1,000円で公開買付けを行う意図がありながら、それを秘して、大量保有報告書・変更報告書において当社株式の保有目的を「純投資」と開示して、それより安い市場価格で一般株主から当社株式を取得している点」)が誤っています。そのようなことはありません。誤った事実関係に基づく専門家意見は意味を成しませんし、そのような専門家意見の結論だけを取り上げてあたかもYFOの公開買付けに問題があるかのように公表するのは、株主に対して不正確な情報を提供するものであり、不適切と考えます

YFOによる公開買付け開始の予告 公表は相場操縦その他の不公正取 引に該当する可能性やその趣旨に 反する可能性があること

- YFOによる公開買付けの開始予告は、株主の皆様に対してより魅力的な公開買付けの予定の存在をお知らせするために行ったものです。ご指摘は根拠がなく、全く当たらないと考えております
- 公開買付けの開始の予告に先立って、実務上必要なプロセスを経ており、東洋建設もそのことは理解されているにもかかわらず、このようなご指摘をされるのは、株主に対する不正確な情報提供であり、不適切です。

### その他の東洋建設のご主張に対するYFOの意見(7/7)

### 東洋建設のご主張

### YFOの意見

YFOグループが不誠実かつ強圧的 な協議姿勢をとっていること

- YFOは、公開買付けの開始について、東洋建設の取締役会の賛同・応募推奨を取得することを必須の前提条件としており、いかなる意味でも強圧的ということはありません
- また、不誠実というご指摘を受けている点については、YFOとしてこれまでの協議の中でもただの一度たりとも東洋建設や協議の場に臨まれている方々に対して大株主であることを頼みにして居丈高に接したり、東洋建設にとって不利益となる要求を行ったことはありませんし、そのようなご指摘を東洋建設の方々から受けたこともございません
- YFOとして、誠実に協議に臨んでいる中で、突如としてこのようなご指摘を受けたことについて残念に思いますが、いずれにしましても、当方としましては、東洋建設からのご要望に応じて、各種事項について真摯にかつ誠実にご対応・ご提案をしており、今後も真摯に対応してまいります

YFOグループが当社株式の高値売 抜けをしようとしていた 可能性があること

- YFOの投資理念は、新たな価値創造への挑戦を支援することにあります。とりわけ東洋建設への投資に関しては、YFOの投資会社の今後の保有目的は長期的な投資であることは公表しているとおりです
- インフロニアHDの公開買付けの開始以降、YFOの投資会社を含めて、様々な投資家・株主の皆様が、投資目的で、東洋建設の株式の売買を行っておられますが、正当な投資行動に対して、高値売抜けと指摘されることは、他の一般株主・投資家に対して配慮を欠いた記載と言わざるを得ません

### 別紙:東洋建設からの追加提案等の要請に応じるために、YFOが東洋建設に対して情報開示をお願いした事項

- YFOは、東洋建設から要請のあった追加的な提案及び情報提供に対して誠実に対応をするべく、公表資料のみに基づく提案及び情報提供に対して誠実に対応をするべく、公表資料のみに基づく提案及び情報提供のために必要な情報について以下の項目を含む質問リストを送付しています
  - 過去の受注実績及び今後の受注見込み、将来の受注計画(単体・連結)
  - 過去の売上高実績及び今後の受注見込み、将来の売上計画(単体・連結)
  - 過去の受注から売上への進捗率の実績(単体・連結)
  - 国内の工事種類別の受注額、売上高の実績及び今後の見込み、将来の計画。それらデータの官公庁・民間の内訳
  - 海外事業の事業計画の詳細、土木事業の事業計画の詳細、建築事業の事業計画の詳細
  - 将来の受注計画と計画達成のための具体的な営業アクションプラン詳細
  - 完成工事総利益率の実績および今後の見込み、将来の計画(単体・連結)
  - 国内の工事種類別の完成工事総利益率の実績および今後の見込み、将来の計画(単体・連結)
  - 過去の民間建築工事における工事種類別の設計施工比率の実績および今後の見込み、将来の計画
  - 過去5年間の受注額の8割を占める顧客の顧客別収益管理データ(顧客別受注高・売上高・利益率)
  - アカウントプランの具体的な事例・資料
  - 過去5年間の受注額の8割を占める顧客の顧客別収益管理データ(顧客別受注高・売上高・利益率)
  - 洋上風力事業の事業計画の詳細、洋上風力事業の人材確保の課題に対する対策詳細、洋上風力事業におけるアライアンス戦略の方針、具体的な取組 内容が分かる資料
  - 組織図詳細、組織別人員数の現状
  - 人員数の推移、採用実績(新卒、中途)、将来計画、各種人員生産性の過去実績の推移、将来の目標
  - 協力会社体制の維持、に対する課題の具体的な内容
  - 過去の投資実績および中期経営計画〈2020-2022〉で計画されている将来の投資計画の詳細
  - グループ全体の既存保有船舶の詳細データ、グループ全体の船舶関連の過去の投資実績と将来の計画
  - 東洋建設の関係会社の事業・保有船舶の詳細が分かる資料
  - IT関連投資および運用コストの詳細が分かる資料
  - 現状のITインフラ全体像と各システムの詳細が分かる資料
  - 既に導入済みのITツール/サービスと今後導入が決まっているITツール/サービスの詳細が分かる資料
  - 現状のIT保守運用体制、外部委託の状況が分かる資料
  - 中期経営計画〈2020-2022〉における投資計画における"技術開発への投資"として40億円の詳細データ(中期経営計画〈2020-2022〉P17)
  - 船舶投資の意思決定に関わる資料

### ディスクレーマー

- 本資料は、東洋建設が導入した「合同会社Vpgらないしダブリューケイ・ワン・リミテッド(WK1 Limited)らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針(Vpgらによる当社株式の公開買付け申し込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策)」に関して、東洋建設の株主の皆様の参考のための情報提供を目的としており、それ以外の用途に用いられてはなりません。
- 本資料に記載された情報は、公開情報に基づき記載しております。YFO、合同会社Vpg、株式会社KITE、WK1 Limited、WK2 Limited及びWK3 Limited (以下「当社ら」といいます。)は、その正確性、完全性、適切性、網羅性等について何ら保証するものではありません。
- 本資料は、YFOの独自の見解、予想、意見を示すものであり、これらは今後変わることがあり得ます。いかなる目的においても本資料に 依拠してはならず、また、本資料を投資、金融、法律、税務その他の助言であると理解してはなりません。
- 本資料に含まれるいかなる情報ないし内容も、いかなる意味においても、募集、推奨、サービスや商品の販促、広告、勧誘若しくは表明と解釈してはならず、また、いかなる投資商品の売買若しくは証券へのいかなる投資に関する助言若しくは推奨であるとも解釈してはなりません。
- 本資料は、株主総会における議案に関し、当社らが、東洋建設の株主を代理して議決権を行使する権限を当社ら又はその他の第三者に対して付与することを要請するものではなく、そのように解釈されてはなりません。また、東洋建設の株主に対して、当社ら又はその他の第三者を自らの代理人と定め自らに代わってその議決権を行使する権利を付与することを提案し、奨励し、勧誘し又はこれを目指すものではなく、そのように理解されてはなりません。